

5. 文部科学省中央教育審議会（学士課程教育）への意見提言

5-1 パブリックコメントの提出

文部科学省中央教育審議会大学分科会制度教育部会の学士課程教育のあり方に関する小委員会で審議中の「学士課程教育の再構築に向けて」の審議経過報告について、文部科学省高等教育企画課より10月10日付で本協会含む関係団体に対して、10月22日までを期限に意見募集があったことから、本協会としての意見（「学士課程教育の再構築に向けてに対する意見」）を急遽とりまとめ提案した。以下に提案の概要を掲載する。（提言本文は18頁に掲載）

改革に向けての大学の取り組み、国、政府の取り組み・支援について、具体的な方策を言及されており、大学教育再生の指針としては非常に高く評価されるが、報告を実効あるものにしていくには、教職員一人一人が報告を踏まえて自主的な改革を持続発展的に進めることが重要と判断し、以下の提案を行った。

1. 報告全体にかかわる課題

改革の具体的な方策としてはすべて賛同するものであるが、その実現には、教職員一人一人が自発的行動の中で創意工夫していくことが望まれる。研究活動を重視する傾向が強い中で、教育の質保証を達成するには、教員が人材育成を職務として意識することが最大の課題であり、理事長・学長を中心とする大学のガバナンス発揮の必要性について、最終報告に言及されることを提言した。

2. 各論への提案

- ① 学士力参考指針の汎用的技能の「コミュニケーションスキル」については、日本語の表現力が極めて低下していることを踏まえ、「日本語で議論し、文章表現することができる」ことを提案した。「情報リテラシー」については、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション力の基盤的能力として機能するよう、「情報技術を用いて効果的かつ適正に情報を集め、それを整理分析・活用し、新たな情報を創造・発信することができる」に改めるよう提案した。
- ② 「単位制度の実質化」については、教室の授業時間の2倍の授業を教室外で実施するには、大学の取り組みとして教室授業に加えて、教室外での学習指導の徹底を教員に義務付ける方策を大学の責任の下で実施すること

が必要であること、学習成果の向上を確かなものとするためには、予習・復習でのeラーニング導入によるきめの細かい指導、学習意欲の喚起、主体的な授業参画の促進が期待できることを提案した。

- ③ 「情報通信技術の積極的な導入による教育方法の改善」については、情報通信技術をただ導入するのではなく、授業設計の面から可能性と限界を判断した上で導入することが重要であることを指摘した。
- ④ 「成績評価」については、出口管理の厳格化ということでGPAの導入普及を中心に提言されているが、果たしてそのような視点で教育の質保証が可能かどうか疑問。成績評価の多くが1回の筆記試験によることから、暗記型学習となり能力が身に付かない。小テストや質問、意見、課題の提出など多面的な方法で成績評価する工夫を一部の教員でなく、組織的に教員全体で取り入れるよう学長、学部長の強いリーダーシップが期待されるとした。また、不用意なGPAの導入については、必修科目が減少するとともに、GPAのポイント獲得が安易に取得できる「楽勝科目」に履修が集中し、厳格な授業を履修しなくなっている。学士力として身に付けるべき科目を点検・確認し、学修すべき必修等の科目を見直すことが重要であることを提案した。
- ⑤ 「教職員の能力開発」については、FDの普及が進んできているが、研究志向から教育志向への意識変革が進んでいない中では、教育活動の充実に積極的にかけられるような工夫や仕組みを大学のガバナンスを発揮して対応する必要がある。一つの方法として例えば、「授業改革憲章（仮称）」をとりまとめ、教員全員から自主的取り組みについて合意の確認、教育力の改善・向上と教育意欲の積極化を図るための教育業績評価の導入、教育支援の整備、学士力、教員の教育力を判断する視点の検討、教育改革を広く議論する「教育再生フォーラム」の構築などが考えられるのではないか。
- ⑥ 「質保証システム」については、教員が自主的に自己点検・評価を通して授業価値を高める意欲を醸成するインセンティブな仕組みとして、例えばスーパerteacher制度を設け、教育に貢献した教員に教育活動の支援、処遇面などでの特典を与えることも一つの方法であることを提案した。

学士課程教育の再構築に向けて(審議経過報告)に対する意見

社団法人 私立大学情報教育協会

今般の審議経過報告は、今日抱えている学士課程教育の課題について全体として体系的に整理し、改革に向けての大学の取り組み、国・政府の取り組み・支援について言及されるなど、大学教育再生の指針として高く評価される。その上で、同報告に対する理解を広く教職員一人一人、社会等各界に求め、大学が自主的な改革を持続発展的に進められるようにするには、同報告に加え、以下の点について検討又は配慮されることを期待する。

I. 報告全体にかかわる課題

改革の具体的な方策として、学位の授与、学修の評価、教育内容・方法等、高等学校との接続、教職員の職能開発、質保証システムに亘り、取り組むべき施策、メニューが提起されており同感するものであるが、その実現には人材育成に対する大学の責務の重大さを教職員一人一人が職務として意識し、自発的行動の中で創意工夫していく熱意・意欲が日常の教育活動の中で習慣的に定着することが望まれる。それには、大学構成員が教育改革を自らの問題として捉えられるか否かにかかっている。とりわけ大学教員は研究活動を重視する傾向が強く、教育改善のための自主的な教育活動に対して一部分野の教員を除き、多くは意識が高いとは言えない状況である。

教育の質保証という目標を達成するには、人材育成を教員が職務として意識する、いわゆる「教員の意識改革」が最大の課題であることを指摘する必要がある。理事長、学長を中心とする大学のリーダーシップの発揮・強化、組織として成果をあげていくための仕組みの整備、役員、教職員の全員による教育理念・教育目標の共有化など、ガバナンス改革について最終報告までに検討・言及されることが望まれる。

II. 各論について

1. 第3章改革の具体的な方策 第1節学位の授与、学修の評価

＜改革の方策＞【国による支援・取組】

◆各専攻分野を通じて培う「学士力(仮称)」

2. 汎用的技能

(1) コミュニケーション・スキル

「日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる」としているが、日本語の表現力が極めて低下してきており、論理的に物事を考え、話したり、書いたりする力がないという問題を重要視する必要があるのではないかと。日本語を使いこなす力を磨くことは、すべての学問の土台となるので到達目標の再考を期待する。参考までに「日本語でしかり議論、文書表現することができる。特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。」としてみた。検討を期待する。

(3) 情報リテラシー

「多様な情報を適正に判断し、効果的に活用することができる」では、到達目標が狭すぎる。論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション力の基盤的能力として機能することが求められることから、「情報技術を用いて効果的かつ適正に情報を収集・整理分析・活用し、新たな情報を創造・発信することができる」を参考に検討されたい。

2. 同【国による支援・取組】

◆産学間の相互理解を深め、連携を強化するため、関係者の対話の機会を設ける。

「そうした機会などを通じ、産業界のニーズを学士課程教育改善に向けて適切に反映するとともに、大学の実情に関する産業界の理解の増進を図り、必要な支援や協力（例えば、企業の採用活動の早期化等の是正、職業教育分野の「学習成果」等の共同研究など）を要請する。」は基本的に賛同するものであるが、相互理解を深めるためには日常的な情報交流が可能となるよう、業界別企業団体において人材ニーズが一覧できるなど「産学人材パートナーシップ」の促進・支援が望まれる。

3. (2) 教育方法

(単位制度の実質化)

1単位が45時間相当の学修量であること、教室の2倍の学修量を教室外で予習・復習するという単位制度について、専任教員、非常勤教員の全員に理解が徹底されているとは言えない。大学の取り組みとしては、大学の責任の下で教室授業に加えて教室外での課題学習指導の徹底を教員に「義務付ける」方策を講ずることがまず必要であり、教員一人一人への周知、シラバス、学生の授業評価、FDなどでの確認・徹底が必要である。

また、「学習成果」の向上をより確かなものとするため、予習・復習でのeラーニング導入は、学生の理解度に応じたきめの細かい学習指導が可能となり、学習意欲の喚起、主体的な授業参画の促進が期待できる。

4. 同(2)＜改革の方策＞

【大学の取組】

◆ 情報通信技術（ICT）を積極的に取り入れて教育方法の改善を図る。

情報通信技術はツールであって、授業目標を達成するための授業設計（授業シナリオ）が無い中での導入は、教育方法を改善することにはならない。授業のどの場面で情報通信技術を用いることが効果的なのか、可能性と限界を判断しておく必要があることから、次のように表現してはどうか。「◆ 情報通信技術（ICT）の可能性と限界を判断した上で取り入れ、教育方法の改善を図る。」

また、取り組みの検討事例として、リモコンによるクリッカー技術を発展

させ、「携帯端末によるリアルタイム理解度把握システムによる双方向型授業の展開」に改めることが適切と考える。さらに例示の追加として、「インターネット上で複数大学の学生が学習成果を発表し、大学の学生同士や企業等専門家を交えた講評授業の導入」がある。

5. (3) 成績評価

報告では、成績評価が教員の個人裁量に依存してきたことによる安易な評価が広がっていること、出口管理の厳格化対策として客観的な評価システムとしてのGPAの導入・普及が定着していないこと、その運用に当たっては、基準に準拠した適正な評価の実態を組織的に点検できるような仕組みが必要であるとしているが、教育の質保証はこれで十分であろうか。

- ① 大学を卒業しても知識が身につけておらず、活用できない学生が顕著となってきた。単位認定が形骸化しており、成績評価の信頼性がなくなっている。その要因の一つは成績評価法にある。比較的に1回の筆記試験で成績評価する授業は、暗記型学習に依存する傾向が強くなり、知識の獲得よりも試験対策に終始することから、知識の継続・活用が困難となっている。評価の基準・方法が学習方法および学習量を決定することから、筆記試験の比重を軽くして、複数回の小テスト、授業での質問・意見、課題学習の履修結果など多元的な評価を教員全員が意識して工夫・導入することで、授業に対する学生の姿勢に「真剣さ」をもたらし、理解度確認の習慣化を通して知識を身につけることが可能となると考える。その際、一部教員による厳格評価の導入では、学生が厳格な授業を回避し、安易な成績評価の授業を選択することになり逆効果となる。大学の責任の下で教員全員による導入が望まれるが、それには学長・学部長の強いリーダーシップが期待される。
- ② もう一つの要因は、不用意なGPAの導入である。学生の学力低下により単位の取得が困難になってきたことから、必修科目・選択必修科目を減少し、選択科目が大幅に増えた。その結果、学生は、GPAの点数獲得が安易な「楽勝科目」に履修が集中し、厳格な授業を履修しなくなっている。GPAによる卒業認定は必要であるが、学部・学科が目指す「学習成果」を再確認し、学修すべき必修等の科目を見直すとともに、履修指導などにより学習成果に求められる身につけるべき科目を修得させるなどの対応をとる必要がある。
- ③ 評価の通用性を高めるには、担当教員による評価に加えて、他大学教員による評価、特定分野の専門家による評価の導入が望まれる。

6. 第4節 教職員の職能開発

- ① FDは普及してきたが、依然として教員には研究活動を主体とする傾向が強く、自主的に教育活動を改善する意識が希薄である。研究志向から教育志向へ意識を変革することが要請されているが、その実現は極めて困難

を伴う。教員の自主性に依存することが基本であるが、それには教育活動の充実向上に積極的にかかわれるような工夫や仕組みを大学の責任の下で確立する必要がある。

例えば、「授業改革憲章（仮称）」をとりまとめ、教員全員から自主的取り組みについての合意確認、教育力の改善・向上と教育意欲の積極化を図るためプラス思考に基づく教育業績評価制度の早期導入、教育活動の支援内容・体制の充実、基盤的な「学士力」と分野別「学士力」を保証するための教育指導能力（教育力）の判断基準の作成、教育改革を広く議論する場としての対面・ネットワークによる「教育再生フォーラム」の設定などが考えられる。

- ② とりわけ、教育力の検討に際しては、教員と学生とのジェネレーションギャップ、価値観、気質、能力の多様化を踏まえ、きめ細かい教育指導の再開発が求められる。大学設置基準では、「研究上の業績を有する者」、「専攻分野について特にすぐれた知識及び経験を有する者」などを対象に「大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有する者」としており、教育上の能力については大学の裁量に委ねられている。

「学士力」を参考指針として今回掲げたことは大きな進歩であるが、これを徹底・実現していくには教員一人一人に理解できるよう、教員の「教育力」について研究し、方向性をとりまとめることが急がれる。しかし、その研究は一大学では限界があることから、大学、産業界など関係者を交えた研究会を国の支援の下で外部機関等が実施し、判断材料を公開する仕組みが望まれる。その上で、大学は判断材料を参考に固有の教育力を設定することが望まれる。

7. 第5節 質保証システム

大学による自己点検・評価は大半の大学で進められているが、教員個々の問題として受けとめられていないのが実情である。教員の意識が教育活動重視に変革されない限り、実質的な保証は期待できない。教員一人一人が自主的に自己点検・評価を通して授業価値を高める意欲を醸成するインセンティブな仕組みが必要である。例えば、優れた教育実績を有する教員に対して「スーパーティーチャー（仮称）」制度を設け、教育に貢献した教員に大学として教育活動の支援、処遇面などでの特典を与えることも一つの方法と考える。

5-2 学士課程小委員会ヒアリングの出向

パブリックコメント提出後、学士課程小委員会から「ファカルティ・ディベロップメントとIT活用」に掲載した大学教員に求められる教育指導能力についてヒアリングでの説明依頼があり、原稿を執筆した井端事務局長が12月12日に「学士課程教育の在り方に関する小委員会（第9回）」に出向することに

なった。当日は、「教育・学習支援に関する大学教員の専門性の在り方」として、有本 章氏（比治山大学高等教育研究所長、広島大学名誉教授）、井端正臣氏（本協会事務局長）の2名が意見発表した。

本協会では、下記の「大学教員に求められる教育指導能力」に基づき、大学設置基準では「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者」という規定にとどまり、教育指導能力については大学の裁量に委ねられている。教育力の方向性を国として紹介していく必要があるのではないか。それを実現するために教育力ポートフォリオの検討を提案した。授業の設計能力、学生オリエンテッドの取り組み能力、人間力を高める能力、学習指導能力、授業の質を保证する能力、資質にかかわる能力を織り交ぜて報告したが、一般的にカテゴリーライズするため、会長と相談し、四つの専門性に分類することにした。

- ①「学識」として、専門分野における学問・知識が保証されていること。
- ②「技術」として、授業設計技術、授業運営技術、講義・実習の技術、情報技術が望まれること。
- ③「態度」として、学生の理解度への配慮、熱意・意欲の工夫が望まれること。
- ④「実践」として、関連授業との連携、授業改善の実践、学生の人間力を高める指導、大学全体への教育への積極関与、社会での活動などが望まれるとした。

文部科学省をはじめ委員からヨーロッパのガイドラインとほぼ似ている、分かりやすいという反応を得た。

大学教員に求められる教員の教育指導能力

社団法人 私立大学情報教育協会

教授法、学習指導法、教員の熱意・態度など、教員個々の教育力の温度差が教育改善に大きく影響している。多くの学生に基礎学力の低下、学習意欲の低下、人間力の低下が顕著となってきた中での教育は、教員が学生であった30数年前のスタイルの教育内容・教育方法を展開しても、学生の受容能力が無い中では通用しない。それ故に教員に学生の価値観、気質、能力に見合った指導能力の再開発が求められる。

大学設置基準では、「研究上の業績を有する者」、「専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者」などを対象に、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者」としており、教育上の能力に

については一切触れておらず、大学の裁量に委ねられてきた。

国としての免許制度がない、担保がない中で学士力を実現していくには、教員一人々の教育指導の在り方について、国としても最小限求められる教員の資質について何らかの方向性を提示できるよう工夫することが要請される。

教育指導能力（教育力）をどのようにとらえるべきか、確立されたものはない。しかし、教育の質を保証していくには、大学として教員が備えるべき教育力について、考えられる判断基準を設け、試行を重ねる中で共通理解を深めていく責任がある。

指標は、教育課程により多様であるため、大学での検討が進んでいない。今後、FDを研究する過程で避けて通ることのできない基本問題であるだけに、一大学での検討には限界がある。

それには、大学、産業界など関係者による研究会を文部科学省支援の下で連携し、教育力の判断材料を公開することが望まれる。大学は判断指標を参考に固有の教育力について設定し、教員個々に教育力向上を目指した努力目標の提示を要請し、履行の促進に努めることが望まれる。

今後、学士力の効果を測定する中で教育力のあり方について研究を重ね、学士課程分野における教育力の方向性を整理し、教員各自が自発的に自己点検・評価を行い、教育改善が実現できるよう、教育力のポートフォリオ化が普及進展していくことを切望する。参考までに本協会が15年前より文学から医学に亘る教育改善の研究を積み重ねる中で指摘されてきた教育力のイメージについて、とりあえず網羅的に整理してみた。

① 授業の設計・評価・改善の能力

* 研究科・学部・学科の到達目標に向けた工夫

（組織目標に対する授業の位置付け・役割の明確化）

* 授業設計・運営の工夫

（1コマごとの詳細シラバスと授業のシナリオ・方略の作成）

* 授業の自己点検・評価・改善の工夫

（授業目標に対する到達度測定、学生アンケートの活用法、改善努力の記録と効果の検証）

② 学生主体授業の取り組み能力

* 動機付け、現実感覚導入の工夫

（現場情報・体験情報を取り入れた理論と実際のマッチング、学生の目線を意識した授業運営）

* 概念理解の形成を助ける工夫

（音声・動画・図を活用した教材の作成、理解困難な理論・課題の擬似実験・体験化）

* 学習意欲を高める工夫

（基礎学力の指導、座学と体験の組み合わせ、小テストなど理解度・反

- 応を取り入れた授業運営)
 - *授業参加を義務付ける工夫
(授業中の理解度を成績評価に反映)
 - *情報技術活用 の理解と工夫
(教材のWeb化、eラーニング、コミュニケーション、遠隔授業、個人学習指導など)
- ③ 人間力向上への取り組み能力
 - *問題発見・解決能力を高める工夫
(ソクラテック・メソッド、ケース・メソッド、プロブレム・ベースド・ラーニングの活用、フィールド学習、社会と連携した授業)
 - *創造力、自己実現能力を高める工夫
(因果関係を取り入れた推論訓練、プロジェクト方式の導入、ワークショップ)
 - *学習成果発表と講評の工夫
(学内外の学生や教員、専門家を交えた講評会、意見・感想等のWeb掲載)
- ④ 教室外での学習指導能力
 - *理解度に合わせた指導の工夫
(オフィスアワーの指導、導入教育の指導、Webベースド・トレーニング、eラーニング)
 - *チュータリングの実施
(履修・学習・進路の相談・助言、人生設計・職業観等の個別相談・助言)
- ⑤ 授業の質保証取り組み能力
 - *授業内容・水準の通用性確保の工夫
(分野別FDでの研究・発表・評価、授業価値の自己点検、専門家を交えた授業オープン化)
 - *成績評価の工夫
(筆記試験に偏向しない多面的成績評価の導入)
- ⑥ 教育態度に関する能力
 - *熱意の実践
(授業の重要性・意義の理解促進)
 - *学生の価値観、気質、能力の配慮
(価値観の強要、威圧的雰囲気のない授業運営)
 - *分かりやすい授業運営の工夫
(話し方、知的好奇心刺激、質問の機会提供、板書の工夫等)
- ⑦ 教育改善に向けた提案・啓発の能力
 - *学内組織での提案、学外組織での発表・評価
(教育改善の紹介・提案などのFD活動、教育改革への関与、学外での発表・受賞など)

教育力の指針をどのような範囲で考えるべきか、識者の検討に期待するものであるが、上に掲げた能力を以下のように学識、技能、態度、実践などの視点から整理・見直し、カテゴリ化することが必要と考える。

① 学識

- * 専門分野における学問・知識の取得
- * 授業価値の認識（学士力に対する授業の役割の明確化）
- * 教育原理の理解（教育の目的・意義・内容・方法・評価の基本知識修得）
- * 教育者の職務認識（人材育成に対する教員の役割・使命、教育目標の共有化）

② 技能

- * 授業設計・評価（目標の設定、到達能力の明示、授業デザイン作成、成績評価、自己点検など）
- * 授業運営の技法（協調・協同学習、PBL等のプロジェクト学習、フィールド学習など）
- * 講義・実習技法（話し方、動機付け、学習意欲の刺激、プレ・模擬実習訓練、実務家導入など）
- * 情報技術の活用（教材作成、eラーニング、双方向対話授業、学外との連携、理解度把握など）

③ 態度

- * 価値観・気質の配慮（価値観を押し付けない・威圧的雰囲気のない授業の工夫など）
- * 理解度への配慮（対話機会の確保、質問しやすさ、わかり易い教材、論理的説明など）
- * 熱意・意欲の工夫（授業の重要性、到達能力と社会での活用場面の説明、教員の社会活動など）

④ 実践

- * 関連授業との連携（基礎と専門科目、座学と演習・実習などの授業内容の連携・調整など）
- * 授業改善の実践（教育効果の測定、学生授業評価のフィードバック、他大学・企業関係者を交えた授業内容の通用性点検、分野別FDの参加・発表など）
- * 人間基礎力の指導（社会生活に必要な基礎力、学習相談、進路・人生設計の相談・助言など）
- * 教育改革への関与（カリキュラム改革、FD活動の協力、教育支援体制、産学連携、教材・教具環境、学生確保の教育戦略等）

5-3 大学教員の在り方に関するメモの意見提出

その後、文部科学省より20年1月11日までに、大学教員の在り方に関する確認事項5テーマについて回答提出の依頼があり、会長と相談の上、回答した。

- ① 大学教員としての公共的な役割・使命など記した文書（倫理綱領など）を各大学において議論してとりまとめていくことの意義についてどう考えるか。アメリカのファカルティ・ハンドブックなどの例に照らして考慮すべき点は何か。

受け入れた学生への教育責任の姿勢を内外に明らかにするため、人材育成に対する教員の使命感、役割を共通認識できる職務規範の策定が必要であるとし、インターネットで公開するようなことが考えられないか。教育改革憲章を策定する中での合意項目として位置づけることを例示した。

- ② ユニバーサル段階における大学教員に必要な能力要素、コンピテンシーについてどう考えるか。それらのコアとして提示すべきものがあるとするれば、何か。

学識、技術、資質、実践を能力要素に考えてはどうか。特に学識では、真理の探究を通じて学びの重要性、意義を指導する見識力が必要。学士力に照らして担当する授業科目の役割、価値を説明できる能力が必要ではないか。技術に関しては、授業のデザイン力、授業の運営能力、個別学習指導力、情報技術の活用力。資質としては、教育者として身につけておかなければいけない基本的な教育原理、教授態度、職業倫理、人材育成に携わる者としての使命感。実践力としては、社会での活動、授業改善への努力、学習方法の指導などとした。コアの能力としては、真理の探究力、授業設計・評価・改善力、学生主体の授業力、人間力養成の助言・指導力、教室外の学習指導力、適正かつ多元的な成績評価力、情報技術活用力、教育改善実践力などとした。

- ③ 多様な学生を迎え入れ、基礎学力や学習意欲が低い者も少なくない中、大学教員の教育活動にとって研究活動が必要であるとするならば、そのことを社会に対し、どのように分かり易く説明し、理解を得ればよいか。その際、大学の機能別分化との関連、純粋に学術的な「研究」と教育上必要な「研究」との関係などをどう考えるか。

教育では真理の探究に裏付けられた普遍的な理論と実践との関連の中で有効性・有用性、限界を学んでいくことを第一義とすることから、目的意識が希薄で意欲が低下している教育現場では、学びの重要性、意義について理解を促し、動機づけをした上で授業を進めるためには、真理の探究に裏付けられた先生の説得性が非常に重要となる。学ぶべき理論が社会の中でどのように実践され機能しているか、研究活動での具体的成果を用いて教授、指導することが必要ではないか。さらに、真理の探究を検証する過程で将来、いろいろ培われる問題発見とか問題解決、論理的思考、創造的思考は、社会生活を営む上で必要不可欠な学士力でもあるので、教育においても可能な範囲で研究活動に参加、体験させて、能力を涵養する必要がある。

あるとし、教育活動の充実には研究活動における専門分野の学識と関連する学際領域の備わっているべきとした。

- ④ 教員の教育力向上の面でのFDが実効あるものとなるためには、教員評価の中で教育力に関する項目を位置付け、これを証明する実績を考慮することが重要であるとの意見（例えば、昨年の制度部会のヒアリング発表者の提言）があるが、どう考えるべきか。

命令して何かかできるものではないので、意識改革が促進されるよう点検、評価できるような環境作りからはじめ、成熟した段階で評価を取り入れることを提案した。

- ⑤ その他では、大学は教育の責任を遂行するための組織的取り組みとして学士力を公表する。公表したら、学士力を保証するため育改革の計画、教員、職員の職務規範、職務の実施状況についての公表が必要とした。さらに、それを実現するために理事長、学長、学部長等のリーダーシップの発揮を高めるため、見識・意欲、連帯意識を高める研修プログラムの開発を大学連携の中で考えていく必要があるとした。国にあっては、職務規範、教育力の参考指針の検討、FDナショナルセンターの早期設置を提案した。

大学教員の在り方に関する意見

平成20年1月11日

社団法人 私立大学情報教育協会

1. 大学教員としての役割・使命を大学においてとりまとめることの意義、考慮すべき点

- ① 大学の存在意義は、研究、教育、社会貢献とされているが、とりわけ固有のものとしては教育に外ならない。研究や社会貢献の活動は、質・内容・規模・成果などの違いはあれ、社会組織でも対応が可能である。社会組織と最も異なる点は、大学に学生が居るという点である。人材の育成なくして国、社会の発展は考えられないことから、次代の青年に日本の将来、世界への貢献を負託する人材育成の場として、大学は国、社会が期待する多様な能力・価値観を備えた有意な人材を多数輩出する使命を背負っている。
- ② どのような人材育成を目指すかは、それぞれの大学が建学の精神、教育理念に基づいて標榜すべきものであるが、各大学が高等教育機関としての役割・特色を認識し、その実現に向け理事会、教員、職員が人材育成の目標に一体となって取り組むことである。

それには、受け入れた学生一人々を責任をもって教育するという姿勢を大学が「内外」に明らかにし、学生はもとよりステークホルダーも含め責務を遂行していくことが要請される。

- ③ これまでも、大学はカリキュラム改革をはじめとする教育政策の改革をそれぞれにおいて進めてきているが、一部を除き教員の意識は人材育成に比重をおくことに関心が希薄であった。学生一人々に「学び」の重要性、国・社会の発展に貢献することの意義・達成感を理解させるべく、教員各自が人材育成への寄与を強く意識することである。

大学が標榜する教育理念を実現するため、教員の持てる知力・人間力を学生に引き継ぎ発展させることに、教育者としての生きがい・意欲を喚起できるようにすることが重要である。いわゆる人材育成に対する使命感・役割を教員が共通に認識し、自発的に教育改革に関与できるよう教員の「職務規範」の策定が望まれる。

- ④ その際、職務で特に配慮すべきは、次代の国・社会を担う人材育成を付託されていることの使命感・役割意識、学識性・人格性に求められる職業倫理観、教員同士による連帯意識の形成、自主的発意による授業改革の取り組み、人間基礎力育成への積極関与、教育力を向上させるFDの参加・活動の充実、教育改革への積極関与などが考えられる。
- ⑤ 職務規範は、教員の自律性に依存することを基本としていることから、規範意識を継続・促進するための工夫が必要である。例えば、大学全体で「教育改革憲章（仮称）」をとりまとめ、その中で憲章を実現するための合意項目として職務規範を位置付けることが望まれる。

2. ユニバーサル段階における大学教員に必要な能力要素とコンピテンシー、コアとして提示すべき能力

基礎学力の低下、学習意欲の低下、対話・規律・体験など社会生活に欠かせない人間力の低下が顕著となってきた今日、教員が学生であった30数年前のスタイルの教育内容・教育方法を展開しても、学生の受容力が極めて低下している中では通用しない。それ故にジェネレーション・ギャップを受け止めた上で、学生の価値観、気質、能力に見合った教育指導力（教育力）の在り方について研究・再開発し、対応していくことが求められる。

大学設置基準では、教育力については「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者」としており、大学の裁量に委ねられてきた。国として教育力の担保がない中で、それぞれの大学が学士力を掲げ実現していくには、教育の質を保証するための要素として教員が備えるべき教育力を提示し、大学としての教育責任の具現化、教育改善姿勢の担保に努めることが必要である。しかし、教育力は教育課程により多様であるため、大学での検討が進んでいない。国としても最小限求められる教育者の資質、能力について、何等かの方向性を提示できるよう参考となる判断指標を公開することが望まれる。

とりわけ、ユニバーサル段階での大学教員に求められる能力要素、コンピテンシーとしては、以下の点を配慮すべきと考える。

- ① 学識

真理の探求を通じて学びの重要性・意義を指導する見識力が必要で、学士力に照らし担当する授業科目の役割・価値を明確化する能力が必要である。

② 技術

学生の能力、価値観、気質を踏まえ、学生に適した内容・方法で授業を実現する授業設計・評価力（授業デザイン力）、達成感の体験を通じて自己実現力を高める授業運営指導力、理解力に応じた個別学習指導をはじめ、動機付け・学習意欲向上等の授業改善を可能にする情報技術活用力などの授業・学習指導の技術が必要となる。

③ 資質

教育者として身に付けておくことが基本となる教育原理、教授態度、職業倫理、人材育成に携わる者としての使命感が備わっていることが望まれる。

④ 実践

教育改善を実現するため関連授業科目との連携・調整をはじめ、学生授業評価のフィードバック、他大学・企業等関係者を交えた授業の通用性点検、学外での分野別FDの参加・発表、専門書の読み方・文書表現などの学習法の指導、社会生活に必要な人間基礎力の指導、学内における教育改革への積極関与、社会活動への積極関与などが考えられる。

以上、能力要素を掲げたが、コアとして敢えて提示するとすれば、「真理の探求力」、「授業設計・評価・改善力」、「学生主体の授業力」、「人間力養成の助言・指導力」、「教室外の学習指導力」、「適正かつ多面的な成績評価力」、「情報技術活用力」、「教育改善実践力」などがあげられる。

3. 教育活動に研究活動が必要であるとする理由、大学の機能別分化との関連、学術的な研究と教育上必要な研究との関連など

教育は、真理の探求に裏付けられた普遍的な理論を实践との関連の中で有効性、有用性または限界を学ぶことを第一義としている。

目的意識が希薄で学習意欲が低下している中での教育においては、まず「学び」の重要性・意義について理解を促し、学生が主体的に取り組めるような動機付けを工夫することが最大の課題である。それには、学ぶべき理論が実際の社会や実践場面でどのように機能しているか、研究活動での具体的成果を用いて教授・指導することが必須である。また、真理の探求を検証する研究過程において培われる問題発見、問題解決、論理的思考、創造的思考は、社会生活を営む上で将来に生起する問題に対応していく上で必要不可欠な能力（学士力）であることから、教育においても可能な範囲で研究活動に参加・体験させることで、これらの能力を涵養することが重要である。

以上のことから、教育活動の充実には、研究活動における専門分野の学識と関連する学際領域の見識が備わっていることが臨まれる。

4. 教員の教育力向上の面でFDが実効あるものとなるためには、教員評価

の中で教育力に関する項目を位置付け、これを証明する実績を考慮することが重要であるとの意見について

- ① F Dの実質化を図るには、教員の研究志向を教育志向に意識を変革することが最大の課題である。意識変革は、教員の自主性に依存することを基本とするものであるから、まず教員の内心に働きかける工夫に努めることが適切と思われる。

大学が、教育力の判断基準について十分な検討を行わず、拙速に教員評価の中に取り入れようとすれば、教員の自主的な改善意欲を抑圧することになり、F D活動の充実を阻害する虞れがある。上記1で指摘のように、教育者としての職務意識を合意形成することが先決と考える。

- ② その上で、合意内容の実質化を図るために、教員の意思で自己改革をすすめられるよう教育ポートフォリオを導入し、教員全員が自己点検・評価できるように環境作りすることが望まれる。その過程で「自らを振り返る努力の記録」と「それを証明する実績資料」を整理しておくことは、自己管理する上で当然備えておくべき基本能力として受け止めることが適切と考える。

- ③ 教員の教育評価を先行するよりも、意識変革を醸成することが肝要と考える。自己点検・評価を職務規範の中で位置付け、F Dの中で能力開発が実現するよう試行を重ねることが重要である。

その上で自己点検・評価に対する意識合わせが定着した段階において、教育評価の中で教育力の項目を設定し、到達度の判定を踏まえ、教員に対する職務の徹底を大学の責任として実現することが望まれる。

5. その他、提言すべきこと

- ① 大学は、教育責任を遂行するための組織的取り組みとして、大学が設定する学士力を公表するとともに、学士力を保証するための大学の対応として、教育改革の計画または方向性、教員・職員の職務規範と職務の実施状況について、公表することが望まれる。

- ② 教員の専門性を高めるには、大学として確固とした教育改革の方針を実現するための姿勢、いわゆる理事長、学長、学部長等のリーダシップの発揮が必要不可欠である。それには、執行部責任者の見識・意欲、連帯意識を高めるための研修プログラムの開発など、大学間による連携の中でガバナンス機能を向上させる取り組みが必要である。

- ③ 国は、職務規範および教育力の参考指針（分野共通、分野別）なるモデルの検討を大学関係者、社会人を交えて早急に取り組まれることが望まれる。

- ④ 教育・学習支援に関する大学教員の専門性を充実・発展させるためには、本問題を継続的に研究する拠点として、国のF Dナショナルセンタの構築が急がれる。